

第 1 条（目的）

日本デザイン学会では、デザイン研究の進歩発展とデザイン実践の質向上に寄与することを目的に、デザインの成果物とそのデザインプロセスの論述を掲載する「デザイン学研究・作品集（以下、「作品集」）」を掲載・発表するものである。

作品集は「作品論文」および論述の資料として「作品ムービー」で構成される。尚、「作品論文」は未発表の実践研究であり、2 名の査読者および作品審査委員会による審査を経た査読付き論文となる。

第 2 条（投稿資格）

「作品集」の投稿者は、当学会正会員、学生会員、名誉会員とする。ただし、筆頭著者以外の共著者はこれに拘束されない。

第 3 条（作品集の内容）

「作品集・作品論文」は次の特質を有するもので、原著論文として複数の査読者による審査を経ていないものは「作品集」に投稿できる。「作品ムービー」については未発表の原著であることは求めない。

（1）作品論文で扱う作品の種類

a 類：社会実装を通じて価値を生成する作品

具体化され社会的認知を得ている社会実装された作品であり、社会での実用化・運用化を通じて、人や社会との関係の中に新たな価値を生成し、プロセスを通じた関係性や意味の変化を明らかにした作品を対象とする。ここでいう社会実装には、実用化されたモノやサービスのほか、特定の機関や社会集団等で安定的かつ自律的・継続的に運用されているワークショップやコミュニティデザインなどの活動も含まれる。

b 類：社会実践を通じて可能性を呈示する作品

社会実装には至っていないものの、研究的・実験的立場からの提案として、一定の社会実践を経た作品を対象とする。

ここでいう社会実践には、たとえば特定の社会集団を対象としたワークショップデザインやコミュニティデザインなどの活動も含まれる。

また、アドバンスドデザインやスペキュラティブデザインのように、現時点の技術では実現困難であっても、展示などを通じて社会に提示されている作品も、社会との関わりを有する試作的実践として b 類に該当する。

（2）作品論文の論述内容

作品論文とは、自らが創作した又は創作に参加した作品に関して、成果およびそのデザインプロセスに関する省察を論述したものである。すなわち、成果の具体的な内容と目的、その造形性、先見性、独創性、社会性などへの言及とともに、デザイン展開プロセスの構成とそれを展開した行為と思考の特性について論述されていること。合わせてそれらがデザイン学として価値ある知見を含んでいること。また、萌芽的なデザインであっても、成果物が先進性や独創性に富み、その展開プロセスに関する新しい探求や価値ある考察があり、その発展性が大いに期待できるものであることが求められる。なお投稿にあたっては「作品論文査読要領」記載の「査読における評価の考え方」を十分参照の上、作品の論述をすること。

（3）作品ムービーの内容

作品ムービーとは、作品論文で示したデザイン成果物や展開プロセスの特徴を示す資料映像である。

（4）投稿の種類

I：作品論文のみ

II：作品論文と作品ムービー

第 4 条 原稿作成と投稿時の注意事項

1. 執筆要領に従って原稿を執筆する
2. 剽窃（自己剽窃を含む）を一切行わない
3. 投稿の内容には適切な倫理的配慮を行なう
4. 投稿は年度ごとに設定された投稿票フォームを通じて行なう
5. 投稿方法の詳細については学会ウェブページを参照する

第 5 条（作品論文の頁数、および作品ムービーの尺）

作品論文の頁数は、6 頁以上 12 頁迄とする。6 頁以降は、8 頁、10 頁、12 頁と 2 頁毎にページを追加できる。奇数ページは認めない。

作品ムービーの尺は 3 分以内とする。

第 6 条（投稿の手続き）

作品集への投稿は、学会ウェブサイトの「論文・作品集／作品投稿案内」の「作品集への投稿から掲載までの手順」に従ってそれを行う。

作品集へ投稿する「作品論文」の原稿、および作品ムービーの映像資料は、本規定および執筆要領に従って記述・制作する。

各 1 部は、年度ごとの投稿票フォームにファイルをアップロードして投稿する。

第 7 条（投稿料）

投稿する者は、投稿期間内に別途定める「投稿料」を納入する。

投稿料は論文の査読や審査にかかる費用で、1 件につき 3000 円、振込期限は 9 月 30 日とする。

期日内に投稿料の振込が確認できず、また事務局からの連絡に回答がない場合は審査対象から外すことがある。

第 8 条（作品論文、作品ムービーの審査）

投稿された作品論文の採否は、【査読要領】に記載した手続きに基づいて決定する。

本審査において、作品審査委員会は投稿者に対し、作品の現物の提出あるいは現場審査のための案内を求めることができる。

作品論文のみの投稿の場合、作品審査委員会は投稿者に対し、作品論文を補足する「作品ムービー」の提出を求めることができる。

投稿者に対し、投稿された作品論文および作品ムービーについて修正を求めることができる。修正を求められた作品論文および作品ムービーが指定日を過ぎても再投稿されない場合は不採録となる。

作品審査委員会が採録を決定した作品論文および作品ムービーはその内容を変更できない。

作品集は年度内刊行のジャーナルであるため、採録後の入稿作業期間においては、入稿期日および校正期日を厳格に遵守して作業することが求められる。入稿期日および校正期日を遵守できない作品論文および作品ムービーは、審査委員会での協議を経て不採録となることがある。

第 9 条（採録決定後の入稿作業）

1. 著者による校正は 2 回限りとする。
2. 入稿後、校正の際の元原稿および原図面などの変更は原則として認めない。
3. 作品集は年度内刊行のため、入稿および校正期日は厳守すること。

なお、別刷り依頼表は採録論文の初校が上がる時期に合わせて、印刷会社から著者に送付される。

第 10 条（掲載料）

投稿した作品論文の採録が決定されたとき、投稿者は当学会に対し別途定める「掲載費」を納入する。採録時点で学会本部事務局より請求される。

第 11 条（著作権等）

(1) 「作品集」に掲載された作品論文または作品ムービーの著作物の著作権は、原則として投稿者自身に帰属する。ただし、投稿者は自らの作品論文および作品ムービーを、本作品集に採録決定後に他の媒体等において掲載その他利用したい場合には、当学会に通知する。当該掲載においてはその出典「作品集」情報および doi 情報を明記する。

(2) 投稿者は当学会に対し、「作品集」に掲載された作品論文および作品ムービーについて、当学会のウェブサイトに掲載する目的、および電子媒体等で公開する目的で、複製または公衆送信（送信可能化も含む）その他一切の利用を無償で地域または期間の限定なく許諾する。

なお、投稿者が当該論文および掲載作品に関する著作権（肖像権、意匠権を含む）を自ら有し、第三者の権利を侵害しないことを事前に申告し、かつ当学会所定の確認手続を経た場合には、当該作品論文は J-STAGE 等を通じて一般公開（学会員以外への公開）することが可能である。

(3) 投稿者は当学会に対し、前項に定める当学会の利用に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 当学会は、「作品集」に掲載された作品論文および作品ムービーを学会誌以外の媒体に掲載・販売するとき、学会誌を通じて、あるいは個別に投稿者（連絡代表者）に対してその旨連絡し、協議を行うものとする。

(5) 投稿者は当学会に対し、作品論文または作品ムービーが第三者の著作権その他一切の権利を侵害しないことを保証する。万一第三者から権利侵害の申告等がなされた場合には、投稿者の責任と費用をもって対応を行うものとし、当学会に対し一切の迷惑をかけないものとする。

(6) 作品論文または作品ムービーに関する意匠権、特許権、実用新案権等の工業所有権については、投稿者自身の責任と費用をもって管理するものとする。

第 12 条（原稿の提出先）

作品論文、作品ムービーの投稿先は「作品集審査委員会」が指定する投稿票フォームとなる。投稿票フォームは、8 月初旬に学会ウェブサイトの「論文・作品集／作品投稿案内」またはニュースに掲載される。

提出に関して不明な点がある場合は、当委員会事務局までメール（jssd.sakuhinshu（アットマーク）gmail.com）にて問い合わせること。

第 13 条（本規定の施行・改正）

本規定は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。なお、本規定の改正は、理事会の議を経て、作品審査委員会が行う。（平成 24 年 4 月 1 日制定、平成 25 年 5 月 18 日、平成 26 年 2 月 1 日、平成 26 年 3 月 15 日、平成 28 年 7 月 2 日、平成 29 年 7 月 5 日、平成 30 年 7 月 7 日、令和 7 年 6 月 27 日一部改正）